

第十回国会 人事委員会議録 第二一號

昭和二十五年十二月十一日(月曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 田中伊三次君

理事 田中 重彌君 理事 藤枝 泉介君

理事 淵上房太郎君 理事 平川 篤雄君

理事 松澤 兼人君

足立 篤郎君 岡延右エ門君

佐藤 親弘君 西村 久之君

本間 俊一君 牧野 寛策君

成田 知巳君 八百板 正君

加藤 充君

出席國務大臣 池田 勇人君

出席府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

内閣官房副長官 菅野 義丸君

大藏政務次官 西川甚五郎君

委員外の出席者

人事官 山下 興家君

人事院事務官(事務 慶徳 庄意君

総局給與局長) 磯田 好祐君

大藏事務官(主 磯田 好祐君

計局給與課長) 磯田 好祐君

専門員 安倍 三郎君

十二月十一日

委員井上信貴男君、大野伴陸君及び

田中豊君等任につき、その補欠とし

て佐藤親弘君、岡延右エ門君及び牧

野寛策君が議長の指名で委員に選任

された。

本日の会議に付した事件

一般職の職員の給與に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一號)

特別職の職員の給與に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

二號)

○田中委員長 これより人事委員会を

開きます。

この際お知らせいたしておきます。

昨日、一般職の職員の給與に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提

出第一號)、特別職の職員の給與に關す

る法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第二號)の両案の審査を付託せら

れましたが、御承知のように両法案は

いづれも前国会においてすでに本院を

通過し、参議院において審査未了とな

つた案とまつたその内容は同一でござ

います。内閣より提出せられました

際にあわせて委員会審査省略の要求を

なされたのでありますが、この法案の

審査上成規の手続をふんで、国会運営

の正常を期するために、議院運営委員

会の議を結ばして、各党御了解のもと

に、本日正午までにこの委員会の審査

を終了することとなっております。内

閣においてはその要求を撤回すること

もに、議長において両法案を当委員会に

付託をせられた次第でありますから、

以上御了承をいただきたく存じます。

この点について特に諸君の御協力

をお願い申し上げます。

それではただいまより一般職の職員

の給與に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第一號)及び特別職の

職員の給與に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第二號)の両案を

一括して議題とし審査を行います。政

府より提案理由の説明を聴取いたしま

す。岡崎内閣官房長官。

一般職の職員の給與に関する法

律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給與に関する

法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給與に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号)の一

部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改め

る。

この法律は、別に法律で定めるも

のを除き、国家公務員法(昭和二十

二年法律第二十号)第二條に規定

する一般職に属する職員(以下「職

員」という。)に關し、その人事及び

給與に関する方針の統一を図るた

め、昭和二十五年八月九日附で人事

院が国会及び内閣に対し勧告した給

與計画を原則的に尊重し、職員の俸

給、俸給表、俸給の調整、扶養手

当、勤務地手当、特殊勤務手当、

勤務時間、超過勤務手当、休日給及

び夜勤手当、非常勤職員の給與並び

に給與実施についての規程の制定に

關する事項を定めることを目的とす

る。

同條第二項中「この法律のすべて

の規定は、昭和二十六年三月三十一

日限り、その効力を失ふ。」を削り、

同條第三項を次のように改める。

3 第六條の規定による職務の分類

は、給與に關しては、国家公務員

の職務制に関する法律(昭和二十

五年法律第八十号)の施行にか

かわらず、国家公務員法第六十三

條に規定する給與規則が制定実施

されるまで、その効力をもつもの

とする。

第二條第三号中「国会及び内閣に」

の下に「同時に」を加え、同條第四

号中「給與」を「俸給」に改め、同條第五

号を第六号とし、以下順次二号ずつ

繰り下げ、同條第四号の次に次の一

号を加える。

五 休暇に関する制度を調査研究

して、その適当と認める改訂を

国会及び内閣に同時に勧告する

こと

第三條第一項中「第五條第三項及

び第四項」を「第五條第二項」に改め

る。

第五條第一項中「勤務地手当」の

下に「特殊勤務手当」を加え、同條

第二項を次のように改め、同條第三

項及び第四項を削る。

2 宿舍、食事、制服その他これら

に類する有価物が職員に支給さ

れ、又は無料で貸與される場合に

おいては、これを給與の一部と

し、別に法律で定めるところによ

り、その職員の俸給額を調整す

る。但し、この調整は、国家公務

員のための施設(宿舎)に関する法律

(昭和二十四年法律第十七号)に

定める公邸及び無料宿舎について

は行わない。

第六條第二項第二号中「刑務職員」

を「矯正保護職員」に改め、同條第四

項中「第二十三條及び附則第四項」

を「及び附則第三項」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

第六條の二十五條に格付される官

職及びその官職を占める職員の俸

給は、第四條及び前條の規定に従

い、人事院が定める。

第七條中「職員の毎月の俸給は、

遅くともその月の二十五日までに、

これに基いてその支給を受けるよ

う、」を「それぞれの所属の職員が、

その毎月の俸給の支給を受けるよ

う、」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 職員を新たに採用し、又は

昇格(職員の職務の級をその上位

の級に変更すること)をいう。以下

同じ。とさせるには、その採用し、

又は昇格させようとする職務の級

の定数に欠員があり、これを補充

しようとする場合であつて、且

つ、採用し、又は昇格させる者が

採用し、又は昇格させようとする

職務の級に適すると認められる場

合に限るものとする。

2 前項の「職務の級の定数」とは、

第六條第一項及び第二十條の規定

に基いて決定された職員の職務の

級、この数をいう。

3 人事院は、国家行政組織に關す

る法令の趣旨に従い、且つ、予算

の範囲内で、職務の級の定数を設

定し、又は改訂すること、ができ

る。

4 職員が現に受けている号俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

一 現に受ける俸給月額と直近上位の俸給月額との差額(以下「差額」という。)が三百円未満である者にあつては、六月以上

二 差額が三百円以上六百円未満である者にあつては、九月以上

三 差額が六百円以上である者にあつては、十二月以上

5 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より二号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

6 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額をこえて、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第 号)附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

7 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、人事院規則で定める。

第九條を次のように改める。

(俸給の支給方法)

第九條 俸給の計算期間(以下「給與期間」という。)は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき、俸給月額の半額を支給する。

2 各給與期間の俸給の支給日は、人事院規則で定める。

同條の次に次の一條を加える。

第九條の二 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

3 前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、給與期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給與期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第十條第一項中「同種の職務を行う官職」並びに同項第一号及び第二号中「同一級の官職」を「同様の職務と責任を有する官職」に改める。

第十一條の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、その届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。

第十二條第二項及び第三項を次のように改める。

2 勤務地手当の月額、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額とする。

一 一級地 百分の五

二 二級地 百分の十

と責任を有する官職」に改める。

第十一條の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、その届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。

第十二條第二項及び第三項を次のように改める。

2 勤務地手当の月額、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額とする。

一 一級地 百分の五

二 二級地 百分の十

三 三級地 百分の十五

四 四級地 百分の二十

五 五級地 百分の二十五

3 前項各号の支給地域の区分は、別に法律で定める。

第十四條第三項中「前二項」を「前三項」に、「日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とする」ことができる。「を別に勤務を要しない日」を定めることができる。」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 職務の性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつて、各庁の長の従前の例に準じて定めるものとする。この場合において、各庁の長は、人事院の承認を得なければならない。

同條に次の一項を加える。

5 各庁の長は、監視又は断続的勤務に従事する職員の勤務を要しない日につき、前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て別に定めることができる。

第十六條を次のように改める。

(超過勤務手当)

第十六條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十)を超過勤務手当として支給する。

第十七條第二項中「正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して」の下に「勤務一時間につき」を加える。

第十八條中「その間に勤務した全時間に対して」の下に「勤務一時間につき」を加える。

第十九條中「勤務地手当」を「これに対する勤務地手当」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

(扶養手当等の支給方法)

第十九條の二 扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十二條の見出しを「非常勤職員の給與」に改め、同條中「千円」を「千八百五十円」に改め、「これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。」を削り、同條に次の二項を加える。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給與との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給與を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給與を除く外、他のいかなる給與も支給しない。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

附則第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

第十七條第二項中「正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して」の下に「勤務一時間につき」を加える。

第十八條中「その間に勤務した全時間に対して」の下に「勤務一時間につき」を加える。

第十九條中「勤務地手当」を「これに対する勤務地手当」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

(扶養手当等の支給方法)

第十九條の二 扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十二條の見出しを「非常勤職員の給與」に改め、同條中「千円」を「千八百五十円」に改め、「これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。」を削り、同條に次の二項を加える。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給與との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給與を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給與を除く外、他のいかなる給與も支給しない。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

附則第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一

職務の級	俸給	一般俸給表	月	額
一	一級	一號俸	一號俸	一號俸
二	二級	二號俸	二號俸	二號俸
三	三級	三號俸	三號俸	三號俸
四	四級	四號俸	四號俸	四號俸
五	五級	五號俸	五號俸	五號俸
六	六級	六號俸	六號俸	六號俸
七	七級	七號俸	七號俸	七號俸
八	八級	八號俸	八號俸	八號俸
九	九級	九號俸	九號俸	九號俸
十	十級	十號俸	十號俸	十號俸
十一	十一級	十一號俸	十一號俸	十一號俸
十二	十二級	十二號俸	十二號俸	十二號俸
十三	十三級	十三號俸	十三號俸	十三號俸
十四	十四級	十四號俸	十四號俸	十四號俸
十五	十五級	十五號俸	十五號俸	十五號俸

別表第二

職務職員及び経済調査官級別俸給表

俸給

給

月

額

職務の級	俸給	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
一	一級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
二	二級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
三	三級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
四	四級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
五	五級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
六	六級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
七	七級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
八	八級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸
九	九級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸	十四號俸

別表第三

警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び矯正保護職員級別俸給表

月

額

職務の級	俸給	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
一	一級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
二	二級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
三	三級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
四	四級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
五	五級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
六	六級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
七	七級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
八	八級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸
九	九級	一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸	十二號俸	十三號俸

規定による昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給与に関する法律第八條第五項の規定に準じて昇給させることができる。

9 一般職の職員の給与に関する法律第二條第四号及び第八條第八項に規定する事項については、これ

に関する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

10 一般職の職員の給与に関する法律第十二條第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間は、勤務地手当の支給地域については、従前の例によるものとし、その支給割合については、施行日の前日

における支給割合(以下「従前の支給割合」という。)が百分の三十であつた地域については百分の二十五、従前の支給割合が百分の二十であつた地域については百分の十五、従前の支給割合が百分の十であつた地域については百分の五とする。

11 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條の規定に基く国会職員の給料、手当その他の給与の支給に関する規程中この法律の規定に抵触する部分は、その効力を失う。

12 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十七條の二「大蔵大臣を人事院」に改める。

13 俸給の支給方法に關しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)第一條から第六條まで及び官吏俸給令の特例に關する件(昭和二十一年勅令第三百三三号)の例によらないものとする。

附則別表第一

俸給の新旧対照表

号	俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号	俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	一	二、四〇〇 ^円	三、〇〇〇 ^円	一八	一八	三、八八〇 ^円	四、九〇〇 ^円
二	二	二、四七〇	三、〇〇〇	一九	一九	三、九九一	五、〇五〇
三	三	二、五四一	三、〇五〇	二〇	二〇	四、一〇五	五、二〇〇
四	四	二、六一三	三、一五〇	二一	二一	四、二二三	五、三五〇
五	五	二、六八八	三、二五〇	二二	二二	四、三四四	五、五〇〇
六	六	二、七六五	三、三五〇	二三	二三	四、四六八	五、七〇〇
七	七	二、八四四	三、四五〇	二四	二四	四、五九六	五、九〇〇
八	八	二、九二六	三、五五〇	二五	二五	四、七二七	六、一〇〇
九	九	三、〇〇九	三、六五〇	二六	二六	四、八六三	六、三〇〇
一〇	一〇	三、〇九六	三、七五〇	二七	二七	五、〇〇二	六、五〇〇
一一	一一	三、一八四	三、八五〇	二八	二八	五、一四五	六、七〇〇
一二	一二	三、二七五	四、〇〇〇	二九	二九	五、二九二	六、九〇〇
一三	一三	三、三六九	四、一五〇	三〇	三〇	五、四四四	七、一〇〇
一四	一四	三、四六六	四、三〇〇	三一	三一	五、六〇〇	七、三〇〇
一五	一五	三、五六五	四、四五〇	三二	三二	五、七六〇	七、五〇〇
一六	一六	三、六六七	四、六〇〇	三三	三三	五、九二五	七、八〇〇
一七	一七	三、七七二	四、七五〇	三四	三四	六、〇九四	八、一〇〇

[illegible]

(2) 表中イロハニホエト又はチに該当する職員は、それぞれ次の通りとする。

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する

法律の一部を改正する法律

別職の職員の給與に関する法律

(昭和二十四年法律第二百五十二号)

の一部を次のように改正する。

第一條第十六号を次のように改め

३०

十六 宮内庁長官、侍從長、皇太后宮大夫、東宮大夫及び式部官長

同條第十九号から第二十三号までを次のように改める。

十九 首都建設委員會委員

二十 日本學術會議會員

二十一 旧軍港市国有財産処理審

議 会 委 員

二十二 漁港審議會委員

二十二の二 商品取引所審議会の

会長及び委員

二十三 侍從、女官長、皇太后宮

女官長、東宮・育官長、女官

皇太后宮女官、東宮ふ育官及び

皇子と育宮

第九條の見出しを「首都建設委員

「会委員等の給與」に改め、同條中

「全國選出議員選舉管理委員會委員等」を「首都建設委員會委員等」に、「千円」を「千八百五十円」に改める。

第十條の見出しを、「侍從等の給与」に改める。

第十一條但書を次のように改める。

但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法

律を廃止する法律（昭和二十五年法律第九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第十一條の規定の適用を妨げない。第十二條第一項中「俸給額の百分の十から百分の五十の範圍内の額で」を削り、

同條第二項中「百分の三十」を「百分の十」に改める。
第十四條第二号中「全国選出議員」を「首都建設委員会委員等」に改める。
別表を次のように改める。

別表

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六〇、〇〇〇円
國務大臣	
人事官及び検査官	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	四八、〇〇〇円
地方財政委員会委員長	
全国選挙管理委員会委員長	
公益事業委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
大使	
内閣官房長官	
衆議院及び参議院の事務総長	
地方行政調査委員会議長	四五、〇〇〇円
外国為替管理委員会委員長	
統計委員会委員長	
電波監理委員会委員長	
証券取引委員会委員長	
宮内庁長官	
政務次官	四三、〇〇〇円
衆議院及び参議院の法制局長	
内閣官房副長官	
公正取引委員会委員	
地方財政委員会委員	
全国選挙管理委員会委員	
外国為替管理委員会委員	
電波監理委員会委員	
公益事業委員会委員	四〇、〇〇〇円
証券取引委員会委員	
運輸審議会委員	

侍従長	
公使	
地方行政調査委員会委員	
中央更生保護委員会委員	三六、〇〇〇円
文化財保護委員会委員	
皇太后宮大夫	三〇、〇〇〇円
東宮大夫	
式部官長	
秘書官	
八号俸	二六、〇〇〇円
七号俸	二四、〇〇〇円
六号俸	二二、〇〇〇円
五号俸	二〇、〇〇〇円
四号俸	一八、〇〇〇円
三号俸	一六、〇〇〇円
二号俸	一四、〇〇〇円
一号俸	一二、〇〇〇円

附則

- この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 左に掲げる政令は、廃止する。
皇太后宮大夫等の給與に関する政令(昭和二十五年政令第九十号)
漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給與に関する政令(昭和二十五年政令第三百五号)

○岡崎政府委員 たいだいま議題となり
ました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府職員の給與につきましては、その生計費及び民間の賃金その他の事情に顧み、これを適正に改訂し、その生活の安定確保をはかる必要のありますことは申すまでもないことでありまし

て、政府といたしましては、かねてより財政及び経済の事情の見通しを得次第、すみやかに給與の改訂を實行すべきことを公約して参つたのであります。しかるに政府職員の給與改訂は、財政及び経済に及ぼす影響をわけて大きいので、今日までこれを實行することを得なかつた次第であります。しかるところ最近に至り、一面インフレの収束も行われ、わが国民経済はようやく安定の段階に達したので、政府職員の給與の改訂を行つても、一般物価や民間賃金に悪影響を及ぼすおそれなしとの確信を得るに至りますとともに他面これが所要財源につきましても、本年度予算の實施に際し、極力経費の節約を勵行いたしました結果、今日に至り、ようやく給與改善に要する財源捻出の見通しを得たのであります。よつて政府はこの際政府職員の給與の改訂

を行うこととし、その一環として本法律案を提案した次第であります。

申すまでもなく本案作成にあたりましては、まず本年八月九日付の人事院の勧告に示された政府職員の給與の改訂案につきまして、慎重に検討を重ねたのであります。目下の財政事情、その他を総合的に勘案いたしますと、遺憾ながら人事院案の全体をそのまま実施することは、困難であるとの結論に到達したのであります。従いまして政府は生計費及び民間賃金その他諸般の事情を彼此勘案いたしました上、財政の許す範囲内において、つとめて人事院勧告を尊重する建前のもとに、給與改訂を是ることにいたしました。これを本法律案作成の基本方針とした次第であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。

第一にこの法律案は一般政府職員に對しまして、昭和二十六年一月以降における職員の平均給與額を月額約千円引上げ、おおむねこれを八千円程度とすることを目途としたものであります。なおこの給與改訂に伴う所要経費の増加は、本年度分總体として一般会計十六億、特別会計十八億計三十四億円であります。別途先般の国会へ提出いたしました昭和二十五年年度補正予算に計上しております。

第二に俸給につきましては、まず一般俸給表の適用を受ける普通職員については、人事院勧告の趣旨を尊重いたしまして、成年独身者の標準生計費及び民間給與の実態を考慮して、その俸給表を定めることとし、次いで特別俸給表の適用を受ける職務、警察、船員等の特殊職域に勤務する職員などにつ

いては、勤務時間差、職務内容等に基づいた従来の取扱いを最近の事情に基づき、ある程度調整いたしまして、普通職員との均衡をはかることといたしました。

第三に、扶養手当につきましては、人事院の勧告に従い、現行の六百円、四百円をそのまま置く方針をとりました。

第四に勤務地手当につきましては、最近の経済事情、各地域の実情などを勘案いたしました結果、その支給地域の区分を別に法律で定める方針をとり、さらにその支給割合は、人事院の勧告通り、従来の三割、二割、一割の三分を、二割五分、二割、一割五分、一割五分の五分に改めることといたしました。前に述べました支給地域に関する法律が制定施行されるまでは、暫定的に従前の支給割合が三割であつた地域については二割五分、二割であつた地域については一割五分、一割であつた地域については五分とすることといたしております。

第五に、昇給、昇格等は、実質的には職員の俸給月額の変更にありますので、その基準は本来法律事項であるにかかわらず、従来は政令に委任してまいりましたので、今回の改正を機に法律に明確に規定することといたしました。なお昇給制度につきましては、新たに能率給の制度を加味し、勤務成績特に良好なる者等については、特別の昇給の道を開くことといたしましたのであります。

第六に、職員が離職及び死亡等により職員でなくなつた場合、その俸給の全額をその際支給することとする等の現行の規定に基づく給與支給方法について、

ては、従来から若干の問題がありましたが、人事院の勧告に基づき、それらについて所要の改正をなすことといたしました。

以上本法律案の提案理由並びに要旨の大項を御説明申し上げます。何とぞすみやかに、御審議の上御賛成あらんことを願います。

○池田内務大臣 特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員の給與につきましては、従来一般職の職員の給與との権衡において、その職務の内容に応じた給與が定められて参つたのであります。が、今般人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給與が改訂されることになりましたので、特別職におきましても一般職と同様、特別職の職員の給與に関する法律に所要の改正を加え、給與の改訂を行い、あわせて国会閉会中に新たに特別職の職員となりましたものを適用範囲に加へたいと存するのであります。

次に改正の要旨を簡単に御説明申し上げます。

第一に国会閉会中に、新たに特別職の職員となり、政令で定められておりましたものを適用範囲に挿入いたしました。

第二に内閣総理大臣等の給與につきましては、一般職の職員の給與改訂と権衡をはかり、かつその職務内容に応じ、俸給月額を現行のおおむね三割ないし五割増給することといたし、別表の通りに改めました。

第三に首都建設委員会委員等の給與は、従来日額千円の範囲内で手当が支

給されておりましたのでありますが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参事等と同様、日額を千八百五十円に改めました。

第四に食糧配給公団特別手当を、一般職の公団の職員と同様、従来の三割を一割に改めることといたしました。以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

引続き両案について質疑に入りまします。質疑は通告順によつてこれを許します。まず平川篤雄君。

○平川委員 両案についての提案理由の御説明を聞いたのでありますが、この法律案の方につきましては、前国会に提案せられましたものと一字一句数字も違わないのであります。か、お伺いしたいと思ひます。

○岡崎政府委員 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、前国会に提出したものと同様のものであります。

○田中委員長 大蔵大臣は大蔵委員会で説明をするために、ちよつと席をはずされますので、御了承願ひます。

○平川委員 参議院の委員会を通過いたしましたので、遂に時間切れによつてこの両案が成立を見なかつたのであります。その理由につきましては、私どもはその経過を見ておりました。やはこの前国会に提案せられたものについて、相当野党側の反対があり、かつその反対の理由も相当妥当でありまして、加ふるにこれは全体の国家公務員並びにこれと関連を持つところの地方

公務員諸君の意向というものが、強く反映をしておるようには考へたのであります。従ひましてこれは単に時間切れとか、あるいは作戦上成立を見なかつたというふうなことではなかつて、そこにはやはり相当の理由があると思ひます。

中でも調整号俸の問題なんかは、與党の諸君の中にも、これはかえられるものならかえたいというふうな、まじめなお考えもあるやに私は拝承しておるのであります。こういうふうな点につきましては、私も多少なりとも何か変更を加へられまして、提案をせらるべきが妥当であると思へるものであります。この前、提案せられたときと、今回提案せられたときとの間に、出でおります時間的な意味の変化について、官房長官はどういうふうにお考えになつておられるか承りたいと思ひます。

○岡崎政府委員 われ／＼各委員会におきまして、いろいろ御意見の出たことは承知しております。またその御意見の内容につきましては、その当時の記録についてよく研究はいたしております。しかしながら政府といたしましては、委員会の審議の内容につきまして、たとえばこれはまだ十分審議しておらないとか、これは相当反対の意見があるとか、そういうところまで委員会のやつておることについて口をさしはさんだり、意見を入れたりする立場にないと思ひます。従ひまして政府としては、委員会でも多数をもつて可決されましたものは、その委員会に適當なりと考へて、この原案通りに決定すべきものとなし得るものと思ひます。しかもそれが一昨日の参議院の委員会でも、衆議院は前に通り

ましたが、参議院の委員会でも、とにかく多数をもつて決定されて可決されました。この法律案につきまして、可決されたものをさらに直して出すということは、政府としてはなすべきことではない、こう考へまして、可決されました案をそのまま提出いたしました。要するに参議院で時間がなくて本会議の決定を得なかつたのであります。時間があるとなれば、当然本会議の決定を得て法律となるべきものであつたと考へまして、その原案につき、内容を変更することは適當でないと思へまして、そのまま今回再提出いたしましたわけでありまします。

○平川委員 ただいま官房長官のお答えを聞いて、なるほどと思つたところが多いたのであります。委員会の決定を尊重せられるという点には、私も多少はなほ同感せざるを得ないのであります。従ひましてこれは今後の事情といひまして、何とも予想することはわれわれとしてもできないのであります。が、かりに委員会におきまして修正の考へ方があらためて起りまして、そしてそれが妥当であると思へられましたときには、政府はその改正に應ぜられ、かつ予算的な措置がもし必要ならば、これについても御考慮相なる余地が十分あるものとわれ／＼承してよろしうございします。

○岡崎政府委員 委員会と特に申し上げるのとはどうかと思ひますが、国会で決定された修正案を示されるならば、政府としては国会の決定に従う以外に方法はないのであります。なお先ほど再提出の法律案につきましては、その提案理由を申し上げましたが、先ほど申しましたように、い

る。ある委員会における御意見等は政府も承知しております。またこの提案理由の説明にも申し上げました通り、財政の見通しがついて財源がこれを許すならば、できる限り人事院の勧告を尊重したいと思つてゐることは、前も今もかわりはないのであります。ただ財源等の関係におきまして、人事院の勧告を全部そのまま取入れることができなかっただけの次第であります。その点御了承願います。

○田中委員長 それでは次に成田君。

○成田委員 この再提出の法律案につきまして、不満な点は前国会で私たちが十分意見を陳列した通りなのであります。特に問題なのは号俸の切下げであります。今平川委員が言われたように、官房長官は当委員会、各種の問題が取上げられたことは知つておると、こゝ言われましたが、新旧号俸の切りかえで最高四号まで切下げられておる、こういう事態が生じて、事実上ベース・アップにならないような人もあるということを官房長官は御存じですか。

○岡崎政府委員 御承知のように、今まで特殊の勤務に従事しておりました職員は、ある人はいろいろ危険な仕事もありました。また時間的に非常に余分に働かなければならない仕事もありました。このうちから、こういう特別の事情を考慮しまして、特別の給與を與えておつたわけでありまして、御承知のように、最近におきましては、事態が非常に安定いたしましたために、ある職員については、特に危険を感じるという点、特に危険という点の懸念が非常に少くなった部分もありまして、あるいは勤務時間におきまして

も、一般職員の勤務時間が近來非常に長くなりまして、今まで特別の職員の勤務時間との差が多かつたのが、だんだん縮まつて参りました。従いまして一般職員との差がたいへん少くなりましたので、その少くなった分については、できるだけ一般職員の不平のないように、これに近いところへ持つて行く考へで俸給表をつくつたのであります。但し、いまだに特殊の事情がある程度残つておるから、むろんこれを全部やめてしまふというわけではないのであります。またこれには昇給を特に行う道も開かれておまして、たとえば、もし場合によつて、今まで甲の人は乙の人よりも高い俸給をとおつたが、今度号俸を調整によりまして、乙の人が甲の人よりも高い俸給をとるといふような場合がかりにあるとすれば、これらの調整は行い得ると考へておられます。

○成田委員 ただいまの御答弁は、特別俸給表の問題を言つておられるのじやないかと思ひます。たとへば警察だとか、税務署。私の申し上げておるのは、もちろんこの問題もありますが、そうでなくて、一般職の中で、たとえば病院とか船舶に勤務しておる人、教職員、作報事務所、こういう人たちは大幅に今度の新旧号俸の切りかえによつて、附則第二号によりまして、最高四号まで切下げを受けておる。この問題につきましては、衆議院でも問題になりましたが、参議院でも問題になりましたが、参議院の予算委員会で大蔵大臣は、たしか何とかしてこの点は考慮したい、こういうことを答弁されたはずなんです。この財源としてしましては、約五億六千万円ありましたなら

ば、この不合理が是正されるわけなんです。私の質問いたしましたのは、一般職の新旧号俸の切りかえによつて、大幅に切り下げられた者に対する救済措置をどう考へになつておるか、こういうことでありまして。

○岡崎政府委員 今お尋ねの点につきましても、その理由とか、その救済方法につきましては、先ほど私が申し述べたと同じ趣旨であります。さらに私の十分説明の足らないところは副長官から申し上げることにいたします。

○菅野政府委員 四号減らすといううなもの、お尋ねの特別俸給表には船員の部分でございしますが、いわゆる調整号俸といひまして、人事院規則においては法律の委任に基づく政令で定められておる中では、さうな大きな削減をいたすものはないのであります。で、最高三号—三号というのは二号以下でございまして、減りますのが二号以下の点でございまして、四号とかさういふうなものはないように聞いております。

それから先ほど官房長官から申し上げましたように、特別俸給表の適用を受ける職員につきましては、切りかえの場合に、その級によりまして差引く号俸の数が非常に違う場合がございます。たまたま、その級におりましたために、従来同一の俸給をもらつておつた者がかえつて低くなる、同一の俸給をもらつておつた二人の人の間に、新しく切りかえしました結果、差がつくといううな場合におきましては、官房長官からお答え申し上げました通り、昇給の方法によりまして、それは是正する考へております。いわゆる調整号

俸の方には、そういう場合が起る心配はほとんどないのであります。特別俸給表の方には、級によりまして差引く号俸が違うのが接近してございしますので、そういう場合が起り得ると思ひます。

○成田委員 大蔵政務次官にお尋ねしたいのですが、この問題につきまして大蔵大臣が参議院で、先ほど私が申しましたような答弁をされたということ、これを記憶しているのですか、この点はお認めになりますか。

○西川政府委員 大蔵大臣が参議院で答弁せられたのは、予算の変更なしに何とか考へたいといううな御答弁だと思ひます。一応さういふうに承知しております。

「大蔵大臣がいなければだめだ。」
「大蔵大臣は来ますか。」その他発言する者あり

○田中委員長 大蔵政務次官、もつとはつきり詳しく答弁をしてください。

○磯田説明員 私どもが聞いております範囲内におきましては、この調整号俸の問題につきましては、予算の実行上可能な範囲内において考慮するといふうな御答弁をされたといふうに聞いております。すなわち前の国会におきまして補正予算を提出したしたのでございしますが、各部局別の予算におきまして、予算実行上可能な額がある。その場合におきましては、その範囲内におきまして、あるいは特別昇給なり、あるいは昇給の調整なりといふうな措置によつて、今回の改正の調整号俸の分を調整するといふ趣旨において御答弁されたのではないか、私どもはさうに了解いたしております。

○岡崎政府委員 ただいまの問題につきまして

きましては、政府全般としても研究いたしまして、政府としては大蔵大臣の答弁を全般的に了承しております。その趣旨は、大體今説明員が申したようでありまして、各省の—省ばかりではありませんが、各省の予算についてはある程度余裕がある見込みであります。また昇給の財源につきましても、ある程度の余裕はあるのであります。そこで予算の全体のわくをかへるということは、これはできないと思つております。また各省に割当ててあります予算をかへるということ、これはまた全体をかへることにしまして、これもちよつと困難だと思ひますが、各省に割当ててあります予算、それにもある程度ゆとりがあります。それと、昇給のために考慮する額、この二つの方面では御要望のうな点は、少くとも不公平なところはむろん直せるし、また何と申しますか、能率給といふと少し大げさかもしれませんが、よく働く人とか特別の能力のある人といふことになりまして、それもある程度考慮ができるくらいには財源の余裕ありと、こゝいうふうにはわかれは考へまして、その範囲内でできる限りの調整をいたそう、こゝいうつもりで政府は考へております。

○成田委員 官房長官の真摯な御答弁を承りました。私たち非常に喜んでおります。そして、私たちが非常に喜んでおる財源並びに各省のある程度見込まれた余裕財源で、この新旧号俸の切りかえに生ずる不合理は是正される、こゝう承してよろしうございしますか。

○岡崎政府委員 これは是正という意味のとり方によります。たとえば今まで六号まで切下げた。それを今度二号

落して四号しか違わなくなつた。これをまた二号ふやして元の六号にしろ、こうおつしやるのが、これが是正だとおつしやる、つまり今までの特別の分は全部元通り特別にしろということとは是正だとおつしやる、正直に言います。その通りには行かないと思ひます。というのは何もほかに差がなくして勤務時間だけが今まで長かつた。こういうために特別の号俸をもらつてゐる人もあるわけです。一般職の勤務時間が今度長くなりましたから、その差が縮まつた。そうすると、その縮まつたのだけは、ほんとうは減らすのが当然であるけれども、今までの既得権と申しますか、既得権といつては、ちよつと語弊があるかもしれないが、今までよくいもらつておつた。それが、今までよくいもらつておつた。そうするとその差が縮まつたからそれをみなとつてしまふというのの気の毒だから、そこは考慮しようという程度のは是正であります。これは是正の方法がある。しかし勤務時間も非常に縮まつたけれども、今まで差があつたのだから、その差を全部つけれ、こうおつしやる、それはできないだろうと思ひます。要するに、その是正のどれを是正と称するかということによつては、あるいは御期待に沿わないかもしれないが、合理的な是正はできる、こう申し上げてさしつかえないと思ひます。

○岡崎政府委員 私にはそれはさうでありますと答へ得ると考えておりま

○平川委員 ただいまの御答弁を聞きまして、一口添えましてお聞きしたいと思ひます。昨日大蔵大臣の選挙区の一国立病院の看護婦の代表がやつて参りました。その実情を聞きま

と、三百人ばかりの定員が、最近の看護婦に関する資格の問題がおもな原因で百人ばかり減少いたしました。一向あとの補充がつかない。これなども今度号俸調整で看護婦は下げられてお

ますが、実際はそういう実情のある一つ一つの病院にあつては、前よりは一層ひどい労働強化が起つておる例がた

くさんあります。教職員におきまして地域給の問題で最近ではだん／＼都市へ流れて、寒村には人がなくなつて

おる。私もそれはそれはむしろ僻地手当なんかで慎重に考慮すべき時期になつて来ておると思ひますが、こ

れなども今出しております免許法が非常に高いものを要求しておりますため

に、農村の、ことに山村とか島とかいうようなところにはやつて来ない、こ

ういうような点を考えますと、この号俸調整で一律に、大体勤務状態が同じになつたからといって、引下げられる

ことは非常な危険じゃないかといふに考へる、こういうような場合に

は、ただいまの基準に準じて一つの考慮がなされ得るかどうか、それについてお

○岡崎政府委員 政府として考へる場合には、全体を見まして、平均的に一

番全体に都合のいいふうなやうにやろうとしたまゝするものですから、特殊の場合に不公平が起り得るということ

は考へ得るのであります。今お話のよ

うな点が事実上あるかどうか、またあ

るとしても、それは全然別個の理由か

ら、たとえば試験がむずかしいとか、

いろ／＼検定——何といひますか、訓

練を受けなければならぬという点から

来ておつて、この方面を考へなければ

ならぬ。看護婦にしても先生にして

も、なか／＼補充がつかないという、俸

給の方と別の点からのこともあるだろ

うと思ひます。さつ／＼ばらんに申しま

すれば、人間のつくつたものだからして、これが一番公平と思つても、その中に間違ひもありましようし、ある

なことで、多少見て行こうというやうなお話があつたのであります。それはどういふやうな名目の給與になりま

すか。今のところでは私は非常に困難

ではないか、こう思ひます。たとえば

ば超勤手当というやうな名目ならば、

これはよくわかつておられます。さうで

なくて、時間の中においても、特別に

勉強した人は何かめんどろを見るとい

うことになる、これはどうも給與の

名目として穩当でないように思ひます

が、どういふ名目でお出しになるの

か、この点をはつきりさしていただき

たい。

○岡崎政府委員 政府が昇給をしよう

としますときには、成績のよくない者でも昇給させるといふわけには行か

ないであります。しかしながら実際に働いておられます者は、これはみなま

じめによく働いておる人でありま

す。そういう人が今度の調整によつ

て、不公平な俸給を受けるやうな結果

になりますれば、昇給させる理由は十

分ありと考へておるのであります。従

つて昇給をさせる、こういう考へであ

ります。

○松澤委員 そうすると、先ほど私も

はつきり聞かなかつたのであります

が、能率給のやうなことを何か考へて

というお話がありました。昇給する場合に、職務に非常に勉勵したというやうなことを理由にして、特別の昇給を考へるに非ざるやうなものであつて、事務そのものが非常に能率が上つたとか、あるいは成績が良好であつたからといつて、その行為に対する別段の手当なり、あるいは給與の支給をやるというお考へを持つておいでにならない、さう了解してよろしいかどうか。

○岡崎政府委員 それもむろん特別に

りつばな技術を持つておるやうな人に

ついては、考へなければならぬと思ひ

ます。ただその能率給の制度を加味す

るといふのは、普通は昇給という

ものは、はし／＼段々上つて行き

ますが、しかし特に二段上るといふこ

とも必要な場合が、これは号俸調整等

につきましてあるわけでありま

す。こで能率給ということも考へまして、

二段上げる場合もある、こういう意味

です。

○松澤委員 昇給の場合において、能率

給を加味して特別昇給ということ考

へる、これはよくわかるのです。それ

以外に特別に勤務成績が良好であると

いうことのために、何か報奨的な意味

において給與を余分にお出しになる、

そういうことを考へてお出しになる、

しやるのかどうか、その点をはつきり

しないのです。

○岡崎政府委員 普通の一般の昇給と

いうものは、六箇月たつとか九箇月たつ

とあるわけでありま

す。そういう場合

には、欠勤が非常に少くて、ほとんど皆勤したとか、あるいは仕事の誤りがちつともなかつたという人と、欠勤が非常に多く、仕事もしくじつておるといふ人では、定時の昇給の場合では、おのずから取扱ひが違ふことはこれは自然であります。普通の昇給はさういふ意味です。

○松澤委員 昇給に限つてさういふ点

を考慮されるということは、よくわか

るのです。それ以外に何か特別の給與

として、報奨的な意味の能率給をお出

しになるお考へがあるやに私承つたも

のですから、お尋ねしたのでありま

す。と申しますことは、たとえば海上

保安庁の例をとつて考えてみますと、やはりこれは特別昇給等を考える。そのほかにも間接でありますから、よくわからないのでありますが、たとえば航海手当のようなものを出す、あるいはまた燃料といったようなものを出して、この切下げのために相当不利益を受けているのでありますが、それをカバーするというのを、海上保安庁の給與関係の主任のひと、大蔵省のそういう方面のひとと話し合ひができたというのを聞いたのであります。出していただくことは非常にけっこうであります。航海手当であるとか、あるいはまた燃料であるとか、そういうものが海上保安庁に許されるものと、それに類似の、たとえば船員についても、そういう恩恵がなければならぬし、そういうことを順繰りにやつて政府が考えるという、その考へる内容が、はつきりしないと、給與を実施する面において、相当むずかしいことが起つて来るのじやないかというのを考へておるのであります。たとえば海上保安庁のような場合には、どういふ方法によつてこの号俸の切り下げられました不利益をカバーなさるお考えでありますか、具体的な問題についてお答えを願ひたいと思ひます。

○岡崎政府委員 先ほど申しましたように、政府の原案につきましても、これは人間のつづつたことでありまして、いろいろ「まだ見のがしの点があり得る場合が想像されるのでありまして、しかしその点はこういう点を見のがしておつたか、こういう点がまだ不備であつたか」といふことは、今まで出て来ておりますが、これからの出て来る場合がありまして、それについてはそのおの／＼のケースについて適当に考へるほかにないと思ひます。一般的に申しますと、政府はこの調整を行う際に研究しました範囲では、昇給の道を考えてという点で今進んで来ておるのであります。その他今おつしやつたような特別の場合がありまして、これをまた慎重に考へまして、でき得ることはやれる場合があると思ひますが、今のところは一般的には昇給という道がある、こう申し上げておるわけでありまして。

○成田委員 能率給とか昇給の問題に少し焦点がぼけたような感じがいたしますが、先ほど官房長官の御答弁を私了解したのは、今度の号俸調整で不当に切り下げられるものがある、それに對して特別昇給という形をとつて救済する、さらに予算にわくがまだ余裕がある、そのわくによつて不当に切り下げられる号俸の調整を訂正したい、この二つの道により、今度の号俸調整の不当な切下げを是正するのだ、こういうふうに私了承しておつたのですが、そう承してよろしうございませうか。

○岡崎政府委員 その通りであります。ただ、今おつしやつたように、海員についてはこういう点がある、ああいう点があるといへば、それは別の問題でありまして、これは別に考へる。しかしまだ具体的に数字も上つておりませんし、われ／＼の方にまだ政府として全般の問題としては来ておりませんから、あるいは大蔵省当局でいろいろ考へているかもしれないが、その点は別として、一般的には、今成田さんがおつしやつたようなことを考へておつた、こういう意味であります。

○田中委員長 八百板君。
○八百板委員 いろいろの質疑に答へておつた、こういう意味であります。す。た。だ。今おつしやつたように、海員についてはこういう点がある、ああいう点があるといへば、それは別の問題でありまして、これは別に考へる。しかしまだ具体的に数字も上つておりませんし、われ／＼の方にまだ政府として全般の問題としては来ておりませんから、あるいは大蔵省当局でいろいろ考へているかもしれないが、その点は別として、一般的には、今成田さんがおつしやつたようなことを考へておつた、こういう意味であります。

○八百板委員 ただ時間的な理由だけを、審議未了の理由として考へておられるようでありまして、そういうふうにお考えになるというところは、少し常識上みずからを欺くも、はなはだしいもので、私は申し上げざるを得ないのであります。少くとも国会議員として、官房長官を兼ねておられます岡崎さんは、国会における審議未了というものが、いかなる性質のものであるかという点については、十分御認識であらうと考へるのであります。少くとも国会における審議未了というものは、單なる時間的な手続上の審議の未了ではなくして、内容に対する国会の否決あるいは反対の意思表示であるということ、を、国会議員として岡崎官房長官は十分御承知であらうと私は思つております。現実において国会の慣例として、審議未了ということは、この法案の内容そのものに対する十分の反対と否決の意思を織り込んだものであると考へていただかなければならぬのでありまして、そういう点について何らの考慮がなく、ここに同じものをまたほとんど同じ時期に出されるというのには、国会に對する一つの侮辱にも当るものだと私は考へざるを得ないのであります。こういう点について、この国会の審議未了の経緯にかんがみまして、政府は内容を改めて出すべきが當然だと考へるのであります。

○岡崎政府委員 衆議院の委員会においても可決され、本会議で可決されております。参議院の人事委員会においてもこの法案は可決されております。参議院の人事委員会でも可決されております法案を、不備だというふうには考へておりません。従ひまして、この法案を再提出する理由は十分あり、かつ政府は急いで一般公務員の給與を改訂したいと思ひますので、昨日再提出したわけでありまして。

○八百板委員 委員長にひとつお尋ねしたいのであります。私には本日給與に関する法律案が出るというところでありまして、おそろく提案の説明がありまして、同時に、議案の配付があるであらうと思つて参つたのであります。提案の説明だけ、この前の刷りものの古の残りのものをいただいたが、新しい議案の内容が一向に提出せられておらないのであります。議案の配付がなくして委員長は審議ができるとお考へになつておられるか。議案の審議を始めるにあつて、前国会に提出せられたところの議案をそのまま使つてというふうな、手続上のことについて何らの説明もしておらないのであります。委員会を進める上に、委員長のとつた態度は、はなはだ遺憾だと考へますが、その点どうお考へになりますか、お伺ひいたします。

○田中委員長 御意見はまことにごもつともであると存じます。前国会に配付した案をそのまま援用して参りたいと存じます。最初に言うことを忘れておりましたが、御注意によつて申し上げておきます。

○八百板委員 われ／＼はついでこの間審議したばかりの議案でありますから、もちろんこれは手元に持つておる

○岡崎政府委員 衆議院の委員会においても可決され、本会議で可決されて

○八百板委員 われ／＼はついでこの間審議したばかりの議案でありますから、もちろんこれは手元に持つておる

のでありまして、そういうつもりでありま
す。従つてこの法案を新たに国会に提
出したしる場合には、十分なる
手続をとり、あるいは十分なる便宜を
はかり、そのために必要な委員長の
十分な注意が拂われて、その上に委
員会が開会せらるべきだと考えます。
たゞ、前国会の数日前のことであり
ますから、事務上それほどの支障を来
さないものでありますが、これがもし三
年も五年も前に廃案になつたものを、こ
れを議題として一時間も二時間も進め
て来て、それを委員長が何も気にしな
いということになりますれば、これは
まことに奇怪しくといわざるを得な
いのでありまして、この点特に委員長
に御注意申し上げておきます。
○田中委員長 委員長の手落ちであ
ります。今後十分に注意をいたしま
す。――加藤充君。
○加藤(充)委員 まず先にお尋ね
したいのですが、財源がありさすれ
ば、人事院勧告に従つて、その額の
ようなものを名目いかにかわらず
出したというお話だつたのですが、
その点は間違ひありませんか。

○岡崎政府委員 その通りでありま
す。
○加藤(充)委員 そうすると、人事院
勧告の八千五百何円ですか、それと従
来のベースの六千三百幾らと千七百五
十四ばかりの差がある。この点は必ず
しも明確でありませんが、八月に勧告
ができたということになれば、八月か
ら今年の十二月の末までに五箇月であ
り、その差額一月千七百五十円の五
倍、大体八千七百円見当を、財源があ
ればしかるべき何らかの方法で穴埋め
をすべきだと、こうお考えになるとい
うことになりますか。
○岡崎政府委員 そうは考えておりま
せん。人事院の勧告は政府が予算を編
成するときの参考のために急いで出し
たと承してあります。従つてその勧
告が出たときから、それだけやるんだ
というのではないと考えます。
○加藤(充)委員 そうすると、勧告に
従いたいというのとはどういふ内容な
のですか。財源が許せばということなん
ですか。その範囲を明確にしていだ
きたいと思ひます。
○岡崎政府委員 人事院の勧告は八千
五十八円でありまして、予算に盛ると
きに公務員の給与を八千五十八円とし
てベースの改訂を行いますれば、人事院
の勧告を全部いれたことになりま
す。そうやりたいのでありますが、財源が
ないので今回は約一千円程度のベース
の増額、こういうところで案を提出し
たのであります。

○田中委員長 案がやつと準備ができ
ましたので、今お配りをいたします。
○加藤(充)委員 そうすると、政府は
支拂期日も金額も明確にしてない手形
を出したままで、支拂う意思はあるん
だというだけの御答弁では、債務者側
の答弁としては法律的にまづたく無価
値な答弁をやつておられると思ひます。
政府は非常に不誠意なものであるであ
る。人事院の勧告を尊重するとか従う
とか言うが、財源がないから上げない
んだというところは、そこに債務者の支
拂うべき支拂義務を免れるために、理
由のないただ陳弁をするにすぎない
が、あらためて明確な御回答を願ひた
い。
○岡崎政府委員 人事院の勧告が出ま
しても、政府はそれによつて債務を負
うべきものではありません。
○加藤(充)委員 これは国鉄裁定の履
行につきまして、政府側が前国会に急
にあつた外置をやりましたことと、
重大なる関連があるのであります。今
承つたところでは、どうも私も政府
に誠意があるとは見受けられないの
です。あくまで財源がないから出せな
いんだということであるならば、もう
一べんわれ／＼が納得できるだけの説
明、政府の答弁に自信が置けるだけの
説明をぜひ明確に願ひなければならな
いと思ひますが、その点くど
いようですが、政府が誠意があるかな
いかの、けじめのつけどころですか
ら、重ねてお伺ひしたい。
○岡崎政府委員 政府の財源に余裕が
あるか、ないかにつきましては、補正
予算を先般前国会に提出しまして、これ
が多数をもつて可決されております。
従ひまして政府はあの補正予算は、国
会において適當なるものと認定された
と考えております。その補正予算から
見ますれば、政府はこれだけの財源し
かない、こういうことを国会で承認さ

れておると思ひますから、その通り
と私もは考えております。
○加藤(充)委員 どうも得心が行きま
せんが、政府に誠意があるとするなら
ば、少くとも政府の言葉を顔面通り受
取りますならば、その立場に立つて
も、その誠意の範囲、数学的な表示と
いうものは、人事院の勧告とこのたび
の給與法案に盛り込まれた内容との差額、
すなわち十二月までの五箇月分だとわ
れわれは考える。五箇月分だけはそれ
自身政府の誠意の範囲内においても支
拂うべきであるというわれ／＼の見解
を明確にしておきますが、それを押し
問答しても始まりませんから、誠意が
ないものから誠意を出せ／＼といつた
ところでそれはむだだと思ひますか
ら、私はこの程度で政府が誠意がない
ということを確認しましたから、次の問
題に移つて行きたいと思ひます。
大体先ほどから問題になりましたよ
うに、なぜ同じものを時間的にも数時
間の後に出し直すのか、しかも八百板
君が端的に形式的な欠陥を突き上げま
したように、法律案すら出していな
い、これは国会を侮辱するもの、はな
はだしいものだ、こういうふうなこと
なんです、その点についてはそれぞ
れ委員長が手落ちであつたということ
を確認され、同時に政府はそれで多数
の意思を尊重したものだといふ御答弁
があつたのですから、私はその点につ
いては聞きません。大体この前申し上
げましたように、国鉄裁定の履行の問
題については、急遽周知の通りの処置
を政府はおやりになつた。そうして一
般の給與ベースの問題から国鉄の連中
を切り離し、そうしてまた今度は給與
の中から年末手当の分だけを切り離し

て、最高五割だけを通過させ、そうし
てあとの給與の問題は残つてしまつた
のですが、これを先ほど申し上げまし
たような体たらくで急遽出すに至つた
根本の理由は、ああいふふうなみみ
ちい年末手当では、とても働か人はし
んぼうできませんから、正月の足しに
なりませんから、やはりここでベース
の問題で年が越せるような額を要求す
るということは目に見えておりますの
で、これではうるさいというので、ま
た方々で反発され、廃案になつたもの
を先ほど申し上げましたようなやり方
で急遽ここに出して来た。そうして年
末までに安い金を予算措置ということ
に便乗して渡してやつて、そうして労
働者の年越し、正月を迎えるだけの金
を、給與ベースでもいい、あるいは年
末手当でもいい、名目なんかはかわ
ないけれども、とにかく正月に熱いぞ
うにでも食えるだけの金をよこせ、こ
ういふ当然の要求を、こういふふうな
目くされ金、人事院の勧告すら、はる
かに下まつたものを出して、そうし
て多数で押し切つて、もう一回参議院
に決議をいどんで、労働者、働か人の
反抗なり、年越しの当然な闘いを、こ
れで水かけしてしまふという意図があ
る以外は、政府のまともな意図という
ものは、われ／＼は感得できないので
すが、そういう意図のもとに出された
のではないですか。
○岡崎政府委員 政府の本法律案を提
出した理由は、先ほど御説明した
以外に何もありません。なお年末手当
云々を言われましたが、年末手当はみ
みちいというものは、どういふ意味か
よく知りませんが、要するにあの年末
手当は社会党も共産党も賛成されて可

決されたものと考えております。

○加藤(充)委員 じようだんじやない、それは訂正してもらいたい。みみつちいという言葉は日本語だと思ふのですが、日本語でなかつたら訂正して日本語を使いますが、これは人をばかにした、くだらないつげけなという事なのです。その点で日本語かどうか、日本語だけでも自分ばかりになかつたのかどうか、御答弁が願ひたい。

それから先ほどの中に失言があつて、事実と相違すると思ふのですが、日本共産党はあんなつまらない法案に賛成をしたんだという事はないと思ふのですが、その事実の認定は重大でありますから、岡崎さんにお伺ひしたい。

○岡崎政府委員 もし違つておりましたら訂正いたします。少くとも社会党は賛成されたものであります、大多数の承認されたものと思ひます。

○加藤(充)委員 予算のわく内でできるだけの号稱調整——これは特別職の問題ですが、昇給その他で調整したいという御意見を承つたのであります。そのことに関連して一点伺つておきたい。大体ベースというやうなものをきめて、そうして労働者に給與を渡すというやうな事柄は、やはり全体として労働者階級に、働く人々の全体に、幾ばくの資本家から、あるいは雇ひ主側の吐き出しがあるかという根本的な問題だと思ふ。問題は資本家階級、あるいは雇ひ主側と、それから労働者階級、あるいは雇われ人側の全体の問題だと思ふのであります。それでいゝゆる資本の蓄積のために、これだけしか労働者には支拂分がない、あるいは支拂

分があつても、これだけしか支拂えぬのだというやうなお考えを持つておられるとするならば、重大なことになると思ふから、次のことをお尋ねしたいのであります。

たとえば資本の蓄積のために、という事を具体的に言いますと、現実の資本の蓄積はどういう形で行われてゐるか、あるいはどこに蓄積させられてゐるか、今のやうに一般中小産業あるいは平和産業というものが、特需景気というやうなものに代弁されておられます。非常に悲惨な目にあつておる。反面に軍需産業を中心にして、朝鮮の内戦に具体的には日本は国連に協力という形で介入しておりますが、そのために、いわゆる資本の蓄積のためにというものは、その戦争介入のための軍需産業への中心的な資本の注入になり、そのために労働者は、あるいは働かざる人側は、全体としてこれだけの給與で、これだけの出し分で満足しておれというやうな事になつて行きます。すると、ちやうどこの考え方は、代表的に東條軍閥といわれていたあの時代の戦争政治のやり方、この思想とまつた同一なものである。そうして今までの答弁により、このたびの給與法案の出し方の中に、そのことをまづと私どもは看取せざるを得ないのであります。この点について官房長官並びに大蔵省関係の御答弁を明確に承つておきたいと思ふのであります。

○岡崎政府委員 ただいまのお話は共産党側の御意見のように思ひます。政府の意見はまつたく別であります。先ほど御説明したこと十分と思ひますから、この上重ねて御答弁はしなくともよろしいかと思ひます。

○加藤(充)委員 答弁をしないという事は、大体今申し上げたのは共産党の考え方だから、そういうやうな考え方とは違ふという事だと思ひます。そういうふうに了解いたしますが、そのためには、御承知でありましたやうに、地方財政平衡交付金の問題等々を通じて、あなたは共産党の考え方に基づかないというやうなことで、高きまくらで寝ておられる状態ではないと思ふのであります。自由党内にも、あるいはあなたの方の末端の役目を負うておる知事の連中すらが、こういうことで平衡交付金を削減されたのでは、やつて行けないという事を、明白にあなたの方のところへ申し出ておると思ふのであります。詳しいことを言う時間もありませんが、その愚かさを繰返したくありませんが、共産党の一方的な考え方である。一部少数の、いわゆる左翼分子の見解に相違ないというやうなことを、いけしやあ／＼とおやりになつておると、とんでもないことになるのであります。その点反省していただきたいが、反省する余地がないかどうか、承りたい。

○岡崎政府委員 反省する余地は全然ございません。

○加藤(充)委員 それこそ驚くべきである。民族と国家の将来に対して、私は恐るべき御返答の内容だと承ります。そういうふうに関き直つて白々しく言うものに対して、辭を低くしてお尋ねするやうな態度はむだだと思ひますので、私は次に最後の一点をお尋ねしたいと思ひます。

大体政府でも、今度の給與内容、とりわけ地域給や号稱調整の引下げというやうな問題とも関連いたしましたので、

それでこれは調整しなければならぬのだ、こういうことは明確にお答えになり、そして政府はそれがゆゑに誠意のある態度を持続しているのだという事を了解してくれという事を国民に求めた。しかしながらそのこと自体の中には、この給與ではむだだ、少くとも下層の、中級以下の一般公務員の生活としては、非常にむだだという事をみずから認めになつておると思ふのであります。それで御答弁したいのですが、むだな給與を、答弁無用で、一部少数の考え方であるというやうにやつておられると、当然にそれは一部少数だけやなしに、多数の食えない人たちが政府に対して、その食えない給與の変更を求めて、同時にいわゆる生きる権利というものを——それを實現するのは、憲法で認められておる基本人権の問題とも関連いたしますので、政治的、法律的にいへば、基本人権の擁護のために、あるいは生物学的に見ますならば、これは生きるために、生きとし生ける日本人の大部分が、政府に対して何とかしてくれなければ困るという大きな運動が、一部少数という事でなしに、大衆的な運動として起きて来ると思ふのであります。

○加藤(充)委員 そうですね、その少くささ認め、いかにも残忍な給與であるから調整したいという事を言ひながら、それを調整しないという行動で、そのことを証明して参りますと、そこに大きな問題が起きて来ますが、それを相かわらず自由党の多数決や、あるいはここにきておられますやうに動員をした警察隊、あるいはまた警察予備隊の動員というやうな、武力的、暴力的なやり方でこれを押えてしまふとい

うお考えをお持ちなのか、その点は、平和と秩序を守り、一般の給與を高め、生活水準を高めて行くという点から重要でありますので、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○岡崎政府委員 平和と秩序を守らうとしておるのには、われ／＼だと思ひます。またわれ／＼政府、及び自由党、あるいは民主主義、社会党も、できる限り民主的に事を運ぼうという点においては、與党、野党の差もなく意見は一致しておられると考えております。

○加藤(充)委員 そういふ点では、前国会の勝頭に見られました電力分断のポ政令、そういうやうな事を通じて、国会の審議権尊重決議というものが出て、自由党内には残念ながら、多数をもつて、国民の、あるいは国会の真剣な意思として、実質的な尊重さるべき内容としての多数の真剣な意思で決議がなされたのですが、そうしてこの給與法案については、決して物理的、時間的なものじやなしに、陸案に参議院において代表的な形で決定づけられたのであります。にもかかわらず、またこれをあつかましく出し直すという事になりますれば、国会の審議権の尊重でもなし、あるいは実質における国民の意思を尊重して、給與については勤労者の意思を尊重したという政府側の先ほどの答弁と、大分矛盾して来ますが、この点はいかがでしよう。

○岡崎政府委員 私の方は矛盾しておらないと考えております。

○田中委員長 他に質疑はありませんね。——それでは質疑は終了いたしました。

これより両案を一括して討論を行います。討論は通告順によつてこれを許します。藤枝君。

○藤枝委員 自由党は両法案とも賛成いたします。この両法案とも、第九国会に提出されました、当委員会でも慎重審議をいたした結果、衆議院を通過いたしましたものと、同一内容でありますので、いまさらこれに対して賛成の理由を申し上げる必要もないと思います。要するに、人事院の勧告を尊重しつつ、しかも国民生活水準あるいは国民の負担等を勘案いたしました、現在において最も妥當なる給與の引上げ法案だと存じますので、賛成をいたします。

○田中委員長 次に平川君。

○平川委員 国民民主党は、今回提案せられましたものが、先国会に提案せられましたものとまったく同一であるという以上は、これに対して反対をせざるを得ないのであります。われわれといたしましては、参議院、衆議院の委員会の審査を通じて、多少とも政府並びに與黨の諸君に反省の色があらまして、多少の改訂があるものと期待いたしておつたのであります。また、ことに遺憾であります。ただこの今日の審議を通じては、号俸調整の問題につきましては、相当政府当局も、この案のままにやつたのでは、実施上きわめて困難であり、不公平なものが出て来るということを率直に認められましたことは多とするのであります。かような点は、しかし今後の措置のとられ方によりまして、またいろいろの問題が起つて来るであらうと思ひますが、私はやはりさうな不公平が起るといふ事態は、これは根本的なもの

だと思ふ。官房長官は、それは個々の場合はいろいろ具体的な差異があるだらうと言われまされたけれども、結局今のような他の法律、政令などの関係で起つて来ることを調整すること、がやはりこれが給與政策の問題と根本的に相触れておることだといわざるを得ないと思ふ。こういうふうな点につきましては、時間がないうつて、つぎにお話しにならうとお考えになつておるのだから、これは用意ができていないものだと考えます。将来こういう点につきましても、必ず良心的な合理的な御訂正があるものと確信をいたす次第であります。但しこの両案の内容につきましては、われわれとして反対の意を表明せざるを得ないのであります。

○田中委員長 成田君。

○成田委員 日本社会党は、両法案に對して絶対反対いたします。反対の理由といたしましては、前国会で同僚松澤議員から、法案の矛盾性をついた、最近にない名討論が行われたのであります。その討論をそのまま援用いたしまして、反対する次第であります。

○田中委員長 加藤君。

○加藤(充)委員 日本共産党は、もちろん両法案に絶対反対であります。その理由の大綱は、大略前国会の末尾において、数十時間前に申し上げた通りでありますので、ここで繰返しはいたしません。問題はただ一点、前国会の両法案のあの終末にかかわらず、また相かわらず同じ法案を、衆院における多数をから頼みにして押し切つて出して来る、こういうやり方こそが、まさしく注目されるべきやり方であり、またそこにこそわれわれが反対し

なければならぬ理由も附加されるわけであります。こういうような民意を踏みにじり、同時にまた生きて行くことまで圧殺するといふような、むりな内容のものは、いつまでもそれが成功するわけはありませんので、当然私はそれに不満だ、生き切れない人々の力で、必ずこういう暴圧な態度と内容は粉砕されることが近いだらうといふことをただ期待しておくわけであります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。引續いて採決を行います。

それでは両法案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立多数。よつて両法案は原案の通り可決いたしました。

この際両法案に関する委員会の報告書作成の件についてお諮りをいたしますが、これは前例によりまして委員長に御一任を願つておきたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任を願つたものと決定をいたします。

本日はこの程度にとどめまして、次回は公報をもつてお知らせを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。

午前十一時四十一分散会

(参照)

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
特別職の職員の給與に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十五年十二月二十五日印刷

昭和二十五年十二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所